

豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 豊中市(以下「市」という。)は、児童養護施設等に入所している児童の養護・養育を行う職員の人材確保を図ることを目的として、民間児童養護施設等を経営する法人及び法令の定めるところにより認可を受けて児童養護施設等を経営する者(以下「施設経営者」という。)に対し、児童養護施設等の職員人材確保事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の定めるところにより交付するものとし、その交付については、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱、児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱及び豊中市補助金等交付規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

- 第2条 本補助金の交付の対象となる施設は、別表「1 対象施設」のとおりとする。
- 2 この補助金の交付の対象となる経費、基準額は、別表「2 対象経費及び補助基準額」のとおりとする。
- 3 実施方法は、別表「3 実施方法」のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第3条 規則第3条の規程により補助金の交付申請を行おうとする者は、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 実習生採用希望登録書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金交付の対象となる施設経営者は、経理の状況を常に明確にし、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を10年間保存しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

- 第5条 規則第8条に規定する交付決定した内容を変更する者は、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金変更交付申請書(様式第3号)
- (2) 実習生採用希望登録書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する者は、豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金中止(廃止)申請書(様式第4号)をすみやかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

- 第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助金の交付の申請をした交付対象者に通知するものとする。
- 2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第6条の規定による通知を受けた日から起算して30日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 交付対象者は、規則第10条の規定に基づき、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は交付決定に係る通知の送付を受けた日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金実績報告書(様式第5号)
- (2) 豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業に関する事業実績調書(様式第6号)
- (3) 実習生採用希望登録書(様式第2号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、事業の実績結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定する。

(補助金の交付等)

第10条 市長は、規則第11条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、市長は、事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第4条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

2 前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする者は、補助金の額の確定通知又は交付決定通知を受け取った日以後市長が定める期日までに、豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第11条 市長は、補助事業の実施状況が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業に関して、これに適合させるための措置をとるべきことを交付対象者に命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- ア 規則又はこの要綱の規定に違反したとき
- イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- ウ 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認められるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。

別表

1 対象施設(豊中市内にある下記施設)

施 設 種 別
1 児童養護施設 2 乳児院 3 児童心理治療施設 4 母子生活支援施設

2 対象経費及び補助基準額

事業内容	対象経費等	補助基準額
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として雇用し、人材確保を図る事業。	賃金、旅費、 需用費、役務費	1日当たり 3,760円を上限

3 実施方法

ア 実習を受けた学生を非常勤職員として雇用を希望する施設は、豊中市に対し、実習生採用希望登録書(様式第2号)を提出すること。

なお、本事業は「2」のとおり、実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として雇用し、人材確保を図るものであることから、当該施設へ常勤職員としての就職見込みが前提としてあることに留意すること。

イ 本事業の非常勤職員としての業務は以下のいずれかのものであること。

(ア)入所児童の通院及び入院時の付き添い

(イ)入所児童の食事時の配膳、片付け

(ウ)施設の防犯等の安全管理

(エ)その他施設職員業務の周辺業務

施設種別	施設名称

豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金
交付申請書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申請者 法人住所
法人名
代表者名

年度において、豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金を次のとおり受けたいので、豊中市補助金等交付規則第3条及び豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金交付要綱第3条の規定により申請します。

補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費の配分	
補助事業の経費の使用方法	
補助事業の完了の予定期日	年 月 日
交付を受けようとする補助金の額	円

実習生採用希望登録書

施設名			施設種別			
採用希望実習生	(ふりがな) 氏名		性別		年齢	歳
	最終学歴（見込）					
	実習期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
(非常勤職員としての) 採用（予定）期間・日数		年 月 日 ～ 年 月 日			日	
(非常勤職員として) 行う業務（予定含む）			((非常勤職員としての) 採用（予定）期間・日数が 30 日を超える場合) 31 日以上雇用が必要な理由			
常勤職員としての 採用予定日		年 月 日				

施設種別	施設名称

豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金
変更交付申請書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申請者 法人住所

法人名

代表者名

豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、
{ 補助事業に要する経費の配分の変更・補助事業の内容の変更 } の承認を受けたいので、
次のとおり申請します。

変更の内容	変更事項	
	変更前	(既交付決定額) 円
	変更後	(変更交付申請額) 円
	備考	(増減額) 円
変更の理由		

施設種別	施設名称

豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金
中止(廃止)申請書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申請者 法人住所
法人名
代表者名

豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金補助金交付要綱第5条第2項の規定により、補助事業の{中止・廃止}について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

補助事業の 実施の経緯	
中止・廃止の 理由	

施設種別	施設名称

豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金 実績報告書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申請者 法人住所
法人名
代表者名

豊中市補助金等交付規則第10条及び豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の実績	
補助事業の経費の使用状況	
補助金の交付決定額	円
補助金精算額	円
差額	円
補助事業の完了の期日	年 月 日
補助事業の効果	
その他必要と認める理由	

様式第6号

豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業に関する事業実績調書

1 支出済額等

支出済額	非常勤雇用人数	*確定額
円	人	円

住 所
法 人 名
代表者名
(施設名)

* 欄は記入しないでください。

2 事業実施内容及び支出済額等内訳

項 目	事業内容		支出済額			
	実施時期	内 容	総事業費	科目	金 額	積算内訳
			円		円	円
合 計					円	

※その他、非常勤雇用の状況を補足するものがあれば添付してください。

施設種別	施設名称

豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金
交付請求書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申請者 法人住所
法人名
代表者名

豊中市児童養護施設等の職員人材確保事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり請求します。

請求額		円
交付決定額		円
内訳	既受領額	円
	今回請求額	円
	残額	円